

さいたま市告示第 1 3 6 2 号

土地区画整理法(昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号)第 5 8 条第 1 項の規定により令和 8 年 8 月 2 9 日に執行予定であった、さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理審議会委員選挙のうち、宅地所有者が選挙する委員の選挙については、届出のあった候補者の数が、選挙すべき委員の数を超えな
いたため、投票を行わないこととした。よって、土地区画整理法施行令(昭和 3 0 年政令第 4 7 号)第 2
6 条の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所管理係
- (2) 住所 さいたま市緑区大字大門 2 5 6 4 番地 6
- (3) 電話 0 4 8 (8 7 8) 5 1 4 3

都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所
告示期間の期限日（９月３日まで）